


第3期 座間市教育大綱



令和5年4月
 座間市

目 次

1. はじめに.....	1
2. 大綱の位置付け.....	2
3. 大綱の期間.....	2
4. 基本理念.....	3
5. 基本目標.....	4
6. 施策の方向.....	5

1. はじめに

今日、人口減少・少子高齢化の本格的進行、地域コミュニティの希薄化、情報化・グローバル化の進展に加え、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた技術革新や持続可能な社会の実現に向けた国際目標であるSDGsへの対応など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。それらを受け、すべての年代のライフスタイルが刻々と変化している現在、新たな視点、柔軟な発想、様々な変化への対応力をもった、これから先の時代を見据えたまちづくりが求められています。

このような社会情勢等の変化を踏まえ、本市では令和5年4月からまちづくりの指針となる「第五次座間市総合計画—ざま未来プラン—」に掲げるまちの姿「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」の実現に向け、学校、家庭、地域、行政が一体となって連携・協働を図りながら、教育施策の推進に努めていきます。

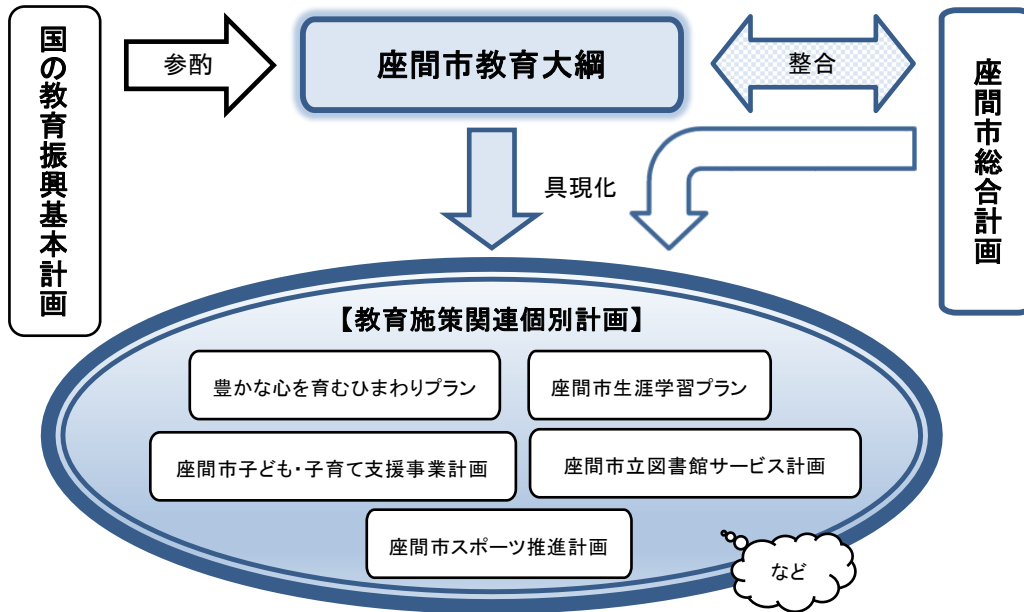
平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。これを受け、本市では「座間市総合教育会議」において協議、調整し「座間市教育大綱（以下「大綱」という。）」を策定しました。

今回、令和元年度に改訂した第2期の大綱の計画期間が令和4年度で終了することから、社会情勢等の変化による新たな視点や課題などへ対応すべく、令和5年度から令和8年度までを計画期間とした、第3期の大綱を策定するものです。

2. 大綱の位置付け

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、本市の最上位計画である総合計画の基本構想に定める将来目標の達成に向け、教育分野の基本理念、基本目標及び今後取り組むべき施策の方向を示すものです。

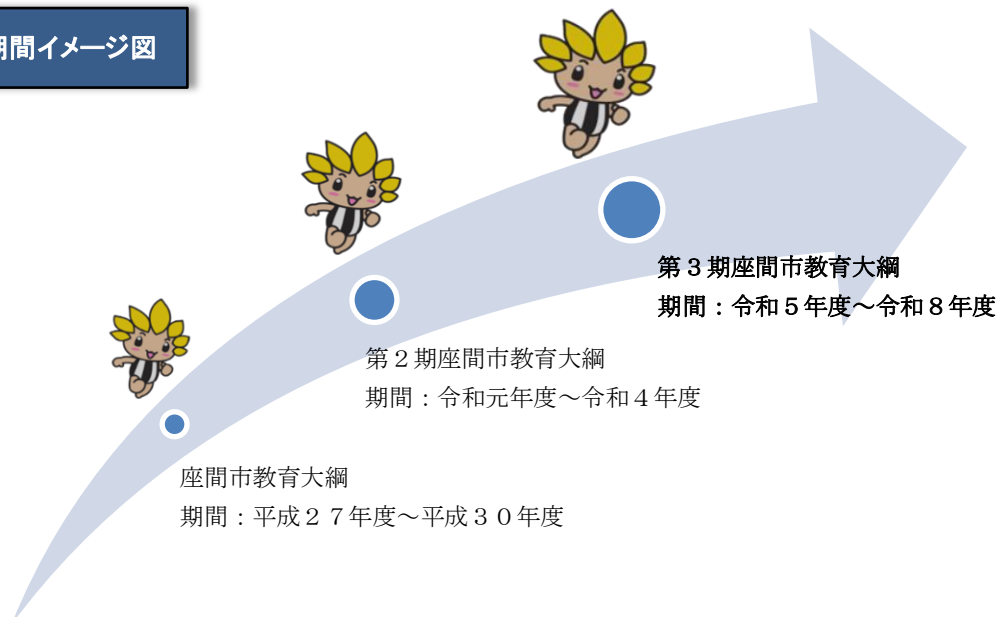
大綱の位置付けイメージ図



3. 大綱の期間

第3期の大綱の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

大綱の期間イメージ図



4. 基本理念

座間市で育ち座間市を愛する人づくり

- 本市では、安全で安心できる居住環境の中で市民が集い、憩うことのできるまちづくりを進めています。
その「まちづくり」には「人づくり」が欠かせないことから、学校、家庭、地域での生涯に渡る教育が果たす役割は極めて大きいものがあります。
- 本市には、東部に相模原台地、西部に相模川の沖積低地が広がり、さらに、中央に目久尻川が流れ、坂や段丘が多く、地域ごとに特色のある景観や長年に渡って培われてきた伝統文化があります。
その中で、地域ごとに、子どもから大人までみんなが協力しあって子どもを育てる本市固有の取組であった「幼年会」の精神が現在に受け継がれてきました。
- このような特性を生かし、学校教育や生涯学習において「豊かな心」と「生きる力」を育み、大きく変化しつつある社会に対応できる「人づくり」を、市全体で連携して進めていくことが必要です。
- 座間市で学び育つ「ざまっ子」をはじめとした市民の誰もが、ふるさと座間の自然や歴史、文化に触れて、まちへの愛着を育み、共生社会の一員として協働しながら、社会の発展に貢献することで生きがいを感じられる「人づくり」を目指していきます。
そして、様々な災害に対応可能な危機管理体制を高めることにより、市民（住民、団体、企業など）が、生涯に渡って座間市に住み続けたいと思う安全・安心なまちづくりを目指していきます。

5. 基本目標

基本理念を実現するため、二つの基本目標を掲げて教育と文化の振興を図ります。

(1) 未来を拓くざまっ子づくり

- 学校、家庭、地域、行政など、社会全体が連携して、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育み、座間の子どもたち（ざまっ子）一人一人が個性を生かしてより良く生きることができるような「人づくり」に努めます。
- これからの情報化・グローバル化社会に対応し、学校における情報教育、外国語教育、国際理解教育を充実し、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を高めます。
- ざまっ子を育てる学校においては、特に地域との連携の下、安全・防災教育の充実を図り、行政においても学校と地域が連携する防災教育を推進するとともに、市民の生涯に渡る危機管理及び緊急時の対応力を高めます。

(2) 生涯に渡り健やかで活気あふれる人づくり

- 市は、市民一人一人が、生涯に渡って健康で豊かな生活が送れるよう、学習、スポーツ、読書及び芸術鑑賞の機会と場を提供し、同時に、その経験を生かした文化を創造・発信する環境を整えます。
- 子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育環境の充実を図るとともに、放課後児童対策の充実などにより、子育てを社会全体で支える取組を進めます。

6. 施策の方向

市は、基本目標を達成するため、保育、幼児教育、義務教育、その他の学校教育を経て社会で暮らしていく各ライフステージに応じた「縦の系」と、学校、家庭、地域、行政など、市全体で取り組む「横の系」との連携に留意しつつ、次の10施策を推進します。

(1) 思いやりと規範意識を育む豊かな心の育成

- 学校では、家庭や地域と連携した道徳教育、読書活動、郷土学習をはじめとするすべての教育活動をとおして、発達段階に応じたルールや正義を尊ぶ心、自立と社会参加・貢献の心を育みます。
- 相手を思いやる心、平和を愛する心、人の役に立つ奉仕の心、「いのち」を大切に作る心など、豊かな心を育成します。
- 子どもの多様性を尊重し、共生社会の実現に向けインクルーシブ教育の実践に努めます。
- 個々の子どもの実態に応じた丁寧な指導を行うとともに、いじめや不登校などの教育課題の改善に努めます。

(2) 書く力の向上を中心とする新しい時代に必要となる力の育成

- 学校では、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの指導方法の工夫や内容の改善に取り組み、学習の基礎・基本を定着させるとともに、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能の習得を促す教育活動を推進します。
- 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な、柔軟性のある思考力、的確な判断力、豊かな表現力を育てます。特に、社会生活で必要な、論理的に正しく、明解で、説得力のある文章を書く力の向上に努めます。
- 社会と関わり、より良い人生を送るための学びに向かう力や人間性を育む教育活動を推進します。

(3) 健やかな体の育成

- 学校では、安全・防災教育、健康教育及び食育を推進します。
- 体育・保健体育の授業や、部活動等で日常的にスポーツに取り組み、生涯に渡ってスポーツに親しむとともに体力の向上を図ります。

(4) 情報化・グローバル化社会に対応できる資質・能力の育成

- 学校では、情報教育をとおして子どもたちの情報活用能力の育成を図るとともに、情報モラル教育を推進し、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度が身につくように努めます。
- 外国語教育や国際理解教育をとおして異なる言語や文化に触れるとともに、姉妹都市交流などの機会を活用してグローバルな視野を身につけ、世界の人々とコミュニケーションを図ることができる力を育てます。

(5) 体験をとおして生き方を学ぶ教育の推進

- 学校では、小・中学校をとおして、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通せる教育を行い、進路指導の充実を図ります。
- 地域や企業などと連携し、発達段階に応じた体験学習に取り組み、変化の激しい社会で適性を活かして職業を選択できるよう実効性のあるキャリア教育の推進に努めます。
- 人生100年時代を見据え、若者から高齢者まで多様な世代が生涯を通じて自ら設計し、学び続け、学んだことを活かして活躍できる環境の推進に努めます。

(6) 地域とともに取り組む教育活動の推進

- 学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールをとおして、「地域とともにある学校づくり」の推進に努めます。
- 学校では、先人の知恵や体験の伝承、地域社会活動への子どもの参加、開かれた学校づくりなど、地域とともに取り組む教育活動の推進に努めます。
- 学校運営の安全・安心を確保するため、迅速かつ適切な対応が取れるよう危機管理力を向上させ、日頃から情報提供などによる家庭や地域との連携に努めます。

(7) 生涯学習の推進・文化芸術の振興・歴史と伝統の継承

- 市民の誰もが、自主的・自発的に学習、読書、文化芸術などの活動に参加できる機会の充実を図るとともに、特色ある文化を創造・発信できる環境をつくれます。
- 生涯学習の成果を地域コミュニティによるまちづくり活動に活かすことができる環境をつくれます。
- 図書館の機能の充実を図り、生涯に渡る学びを支える知の拠点として、市民ニーズに対応した情報の提供に努めます。
- 文化財の保護と積極的な活用、伝統文化の継承により、郷土愛の醸成を図ります。

(8) スポーツをととした生きがいのある生活の推進

- 市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に運動・スポーツに親しめる環境づくりを推進します。
- 生涯スポーツの普及を推進し、運動習慣の定着及び健康・体力づくりへの意識向上を図ります。

(9) すべての人が楽しく子育てできる環境の整備

- 市は、幼稚園や保育園などの環境整備、相談体制の充実、地域による子育て支援、放課後児童対策などを一体的に行い、すべての人が安心して子育てできる環境を整備します。

(10) 教育の出発点である家庭教育への支援

- 「豊かな心」と「生きる力」の基礎的な資質や能力は、多くの場合、家庭を基盤とする家族の絆や触れ合いにより育まれます。
家庭教育が教育の出発点であると捉え、学校や地域と連携しながら、家庭教育の充実に必要な取組について支援します。